

埼玉県公安委員会規程第 6 号

運転者等講習に関する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 9 日

埼玉県公安委員会公安委員長

運転者等講習に関する規程

運転者等講習に関する規程（平成 19 年埼玉県公安委員会規程第 4 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 3 条）
第 2 章	指定講習機関の指定等（第 4 条－第 17 条）
第 3 章	特定講習の指導員養成（第 18 条－第 21 条）
第 4 章	講習の委託等（第 22 条・第 23 条）
第 5 章	取消処分者講習（第 24 条－第 27 条）
第 6 章	停止処分者講習（第 28 条－第 34 条）
第 7 章	取得時講習（第 35 条－第 41 条）
第 8 章	原付講習（第 42 条－第 45 条）
第 9 章	初心運転者講習（第 46 条－第 49 条）
第 10 章	更新時講習（第 50 条－第 53 条）
第 11 章	高齢者講習（第 54 条－第 58 条）
第 11 章の 2	運転技能検査（第 58 条の 2・第 58 条の 3）
第 12 章	違反者講習（第 59 条－第 63 条）
第 13 章	若年運転者講習（第 64 条－第 66 条）
第 14 章	特定任意高齢者講習（第 67 条・第 68 条）
第 15 章	特定任意講習（第 69 条－第 71 条）
附 則	

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに掲げる検査、第 108 条の 2 第 1 項第 2 号から第 8 号まで及び第 10 号から第 14 号までに掲げる講習並びに同条第 2 項の規定に基づく講習で運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「国家公安委員会規則」という。）第 1 条及び第 2 条で定める基準に適合するもの（以下「運転者等講習」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取消処分者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる講習をいう。
- (2) 停止処分者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる講習をいう。
- (3) 取得時講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる講習で、大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習又は応急救護処置講習をいう。
- (4) 原付講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる講習をいう。
- (5) 初心運転者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習をいう。
- (6) 更新時講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習をいう。
- (7) 高齢者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習をいう。
- (8) 運転技能検査 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに掲げる検査をいう。
- (9) 違反者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 13 号に掲げる講習をいう。
- (10) 若年運転者講習 法第 108 条の 2 第 1 項第 14 号に掲げる講習をいう。
- (11) 特定任意高齢者講習 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習（国家公安委員会規則第 1 条で定める基準に適合するものに限る。）で、公安委員会が行う高齢者講習に準ずるものをいう。
- (12) 特定任意講習 法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づく講習（国家公安委員会規則第 2 条で定める基準に適合するものに限る。）をいう。
- (13) 指定講習機関 法第 108 条の 4 第 1 項の規定により指定した者をいう。
- (14) 運転適性指導員 指定講習機関において取消処分者講習及び若年運転者講習に従事する者をいう。
- (15) 運転習熟指導員 指定講習機関において初心運転者講習に従事する者をいう。
- (16) 特定講習 取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習をいう。

（実施基準等）

第 3 条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、運転者等講習の実施基準その他必要な事項について別に定めるものとする。

第 2 章 指定講習機関の指定等

（指定講習機関指定申請書）

第 4 条 指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 条に規定する申請書は、指定講習機関指定申請書（別記様式第 1）のとおりとする。

（指定書の交付）

第 5 条 交通部運転免許本部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、公安委員会が指定講習機関を指定したときは、指定書（別記様式第 2）を交付するものとする。

（名称等の変更の届出）

第 6 条 規則第 4 条第 1 項又は第 3 項の届出は、公示事項等変更届出書（別記様式第 3）により行わせるものとする。

（講習業務規程認可申請書等）

第7条 規則第9条第1項に規定する申請書は講習業務規程認可申請書（別記様式第4）、同条第2項に規定する申請書は講習業務規程変更認可申請書（別記様式第5）のとおりとする。

（講習結果報告書）

第8条 規則第11条に規定する講習結果報告書は、次の各号に掲げる講習の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- (1) 取消処分者講習 取消処分者講習実施結果報告書（別記様式第6）
 - (2) 初心運転者講習 初心運転者講習実施結果報告書（別記様式第7）
 - (3) 若年運転者講習 若年運転者講習実施結果報告書（別記様式第7の2）
- （帳簿）

第9条 規則第12条に規定する帳簿は、次の各号に掲げる講習の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- (1) 取消処分者講習 取消処分者講習帳簿（別記様式第8）
- (2) 初心運転者講習 初心運転者講習帳簿（別記様式第9）
- (3) 若年運転者講習 若年運転者講習帳簿（別記様式第9の2）

（講習の休廃止の許可申請書）

第10条 規則第14条第1項に規定する申請書は、講習の休廃止の許可申請書（別記様式第10）のとおりとする。

（運転適性指導員等解任命令書の交付）

第11条 運転免許課長は、公安委員会が法第108条の5第3項の規定により運転適性指導員又は運転習熟指導員の解任を命じるときは、運転適性指導員等解任命令書（別記様式第11）を交付するものとする。

（業務停止命令書の交付）

第12条 運転免許課長は、運転適性指導員が規則第5条第2号及び第3号に規定する資格要件を満たさなくなったこと、若しくは運転習熟指導員が規則第7条第2号及び第3号に規定する資格要件を満たさなくなったこと、又はこれらの指導員が運転免許の効力の停止処分を受けたことにより、公安委員会が指定講習機関に対し、当該指導員の業務停止を命じるときは、業務停止命令書（別記様式第12）を交付するものとする。

（適合等命令書の交付）

第13条 運転免許課長は、法第108条の8第1項又は第2項の規定により、公安委員会が適合命令等を行うときは、適合等命令書（別記様式第13）を交付するものとする。

（検査等）

第14条 法第108条の9の規定による検査等は、交通部運転免許本部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に勤務する職員が行うものとする。

（指定講習機関の指定の取消通知書の交付）

第15条 運転免許課長は、公安委員会が法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定講習機関の指定の取消しを行ったときは、指定講習機関の指定の取消通知書（別記様式第14）を交付するものとする。

(特定講習選任届)

第 16 条 指定講習機関は、特定講習に従事させようとする者について、次の各号に掲げる講習の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める様式により公安委員会に届け出なければならない。

(1) 取消処分者講習 運転適性指導員選任届 (別記様式第 15)

(2) 初心運転者講習 運転習熟指導員選任届 (別記様式第 16)

(公示)

第 17 条 規則第 3 条、第 4 条第 2 項、第 14 条第 2 項及び第 15 条に規定する公示は、埼玉県報により行うものとする。

第 3 章 特定講習の指導員養成

(運転適性指導員の実務実習)

第 18 条 公安委員会は、指定講習機関において取消処分者講習に従事しようとする次の各号に掲げる者を実習生として指定し、実務実習を実施するものとする。この場合において、アルコール依存症の専門医からアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッション指導についての教養を受け、飲酒運転を理由として運転免許の取消処分を受けた者等を対象とする取消処分者講習 (以下「飲酒取消講習」という。) に従事しようとする者に対しては飲酒取消講習に係る実務実習実施基準 (別表第 1) に基づく実習を、交通心理学の専門家等からディスカッション指導についての教養を受け、飲酒取消講習を除く一般の取消処分者講習 (以下「一般の取消処分者講習」という。) に従事しようとする者に対しては取消処分者講習に係る実務実習実施基準 (別表第 2) に基づく実習を実施するものとする。

(1) 規則第 5 条第 5 号の規定により行う新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員 (一般) 研修の終了者で、運転適性指導員として取消処分者講習に従事することを予定しているもの

(2) 公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者で、講習指導員として従事した期間後 3 年以上経過しているもの

(3) 公安委員会が実務実習の必要があると認めた運転適性指導員

(4) 指定講習機関の管理者から実務実習の申出がなされた運転適性指導員

2 運転免許課長は、公安委員会が実務実習を実施することとしたときは、取消処分者講習に係る実務実習通知書 (別記様式第 17) により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に通知するものとする。

3 運転免許課長は、公安委員会が実務実習を行ったときは、実務実習の結果について、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書 (別記様式第 18) により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に通知するものとする。

4 公安委員会は、実務実習の結果、補充教養等の必要性を認めた場合には、実習生が所属する指定講習機関の管理者と協議の上、必要な教養等を行うものとする。

(運転適性指導員の審査)

第 19 条 規則第 5 条第 5 号の規定により行う運転適性指導員の審査は、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

(1) 警察職員として、取消処分者講習の指導員の経験のある者（従事した期間が通算 3 年以上で、従事した期間後 5 年を経過していない者に限る。）

(2) 停止処分者講習、高齢者講習及び違反者講習の指導員の経験のある者（従事した期間が通算 5 年以上で、従事した期間後 5 年を経過していない者に限る。）

で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修と同程度の研修を受け、運転適性指導について十分な技能及び知識があると認められるもの

2 交通部運転免許本部長（以下「運転免許本部長」という。）は、運転適性指導員の審査を受けようとする者が提出した運転適性指導員審査申請書（別記様式第 19）及び実技により当該指導員としての資格要件を審査するものとする。この場合において、必要に応じて面接を行うものとする。

3 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 履歴書

(2) 運転免許証の写し（免許情報記録個人番号カード（法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）を有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足る書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）以下同じ。）

(3) 運転適性検査・指導者資格者証（自動車安全運転センター（以下「安全運転センター」という。）が実施する安全運転管理課程の研修修了者に交付されるものをいう。以下同じ。）又は国家公安委員会規則第 7 条第 2 項第 4 号で指定する講習を終了した証明書のいずれかの写し

4 実技審査は、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について行い、指導員としての適性を審査する。

5 運転免許本部長は、第 2 項の審査の結果、指導員として十分な技能及び知識を有する者として認めたときは、運転適性指導員審査合格証明書（別記様式第 20）を交付するものとする。

（養成教養の実施）

第 20 条 運転免許本部長は、運転習熟指導員養成教養実施基準（別表第 3）に基づき、運転習熟指導員になろうとする者に対し、運転習熟指導員養成教養（以下「養成教養」という。）を実施するものとする。

2 養成教養の受講申請は、運転習熟指導員養成教養受講申請書（別記様式第 21）により行わせるものとする。

3 運転免許課長は、養成教養を終了した者に対し、運転習熟指導員養成教養終了証明書（別記様式第 22）を交付するものとする。

（審査の実施）

第 21 条 規則第 7 条第 5 号に規定する運転習熟指導員の審査は、運転習熟指導員審査実施基準（別表第 4）に基づき実施するものとする。

- 2 審査の申請は、運転習熟指導員審査申請書（別記様式第 23）により行わせるものとする。
- 3 運転免許課長は、審査の合格者に対し、運転習熟指導員審査合格証明書（別記様式第 24）を交付するものとする。

第 4 章 講習の委託等

（委託）

第 22 条 停止処分者講習、取得時講習、原付講習、更新時講習、高齢者講習、違反者講習、特定任意高齢者講習、特定任意講習及び運転技能検査（以下「運転者講習」という。）を、次の各号に掲げる要件を備える者に委託して実施することができる。

- (1) 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）第 38 条の 3 に規定する一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。
 - (2) 本部長が別に定める実施基準等に基づき、運転者講習を実施できる能力を有すると認める者であること。
- 2 運転者講習を委託して実施する場合は、事前に公安委員会の認定審査を受けなければならない。
 - 3 第 1 項に規定する委託は、委託を受けて講習を実施する者（以下「受託者」という。）と委託契約を締結して行うものとする。

（運転者講習の指導員）

第 23 条 運転者講習を委託して実施する場合は、当該講習指導員には所要の要件を満たす者を充てるものとする。

第 5 章 取消処分者講習

（取消処分者講習）

第 24 条 取消処分者講習は、取消処分者及び準取消処分者を対象に、公安委員会又は指定講習機関が行うものとする。

- 2 指定講習機関が行う取消処分者講習は、次のいずれにも該当する者を対象とする。
- (1) 法第 90 条第 9 項、法第 103 条第 7 項又は法第 107 条の 5 第 1 項の規定により運転免許を受けることができない期間又は運転を禁止する期間として公安委員会が定めた期間が 3 年以下の者
- (2) 初めて運転免許の取消処分を受けた者

（講習指導員）

第 25 条 公安委員会が行う取消処分者講習は、運転免許課に勤務する巡査部長以上の階級にある警察官又はこれと同等の職にある一般職員であって、次の各号の要件に該当するものが行うものとする。

- (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている。
- (2) 講習に使用する自動車等を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている。

- (3) 飲酒取消講習を実施する場合においてアルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションの各講習科目を行う指導員については、アルコール依存症の専門医から、それぞれの教養を受けている。
- (4) 一般の取消処分者講習を実施する場合においてディスカッション指導の講習科目を行う指導員については、交通心理学の専門家等から教養を受けている。

(講習場所等の指定)

第 26 条 運転免許課長は、取消処分者講習を受けようとする者から申出を受けたときは、口頭又は講習実施通知書（埼玉県道路交通法施行細則（昭和 41 年埼玉県公安委員会規則第 2 号。以下「細則」という。）別記様式第 26）により講習日及び講習場所を指定するものとする。

(取消処分者講習終了証明書の交付)

第 27 条 運転免許課長は、公安委員会が行う取消処分者講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書（別記様式第 25）を交付するものとする。

- 2 指定講習機関は、当該指定講習機関が行う取消処分者講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書を交付するものとする。
- 3 運転免許課長は、前 2 項の規定により取消処分者講習終了証明書の交付を受けた者から、亡失、滅失等による再交付申請があったときは、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第 26）により申請させ、再交付を行うものとする。ただし、講習受講後、他の公安委員会が管轄する地域に住所地を移転した者からの再交付申請については、当該現住所地を管轄する公安委員会を経由して行わせるものとする。

第 6 章 停止処分者講習

(停止処分者講習の指導員の資格要件)

第 28 条 停止処分者講習の指導員は、講習実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じて必要な人数を確保するものとする。

- 2 停止処分者講習の指導員の資格要件については、停止処分者講習指導員の資格要件（別表第 5）のとおりとし、同表 4 (1) イ(エ)に掲げる公安委員会が行う所要の講習の内容等については、本部長が別に定めるものとする。

(審査の実施)

第 29 条 国家公安委員会規則第 7 条第 2 項第 4 号の審査を受けようとする者には、講習指導員としての技能及び知識に関する審査申請書（別記様式第 27）を提出させるものとする。

- 2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。
 - (1) 履歴書
 - (2) 運転免許証の写し
- 3 審査は、書類及び必要に応じて面接により実施するものとする。
- 4 運転免許課長は、審査の合格者に対し、講習指導員としての技能及び知識に関する審査合格証明書（別記様式第 28）を交付するものとする。

(停止処分者講習の指導員の資格要件の審査)

第 30 条 運転免許本部長は、停止処分者講習の指導員としての資格要件を満たす者として認定審査を受けようとする者が提出した講習指導員資格要件審査申請書（別記様式第 29）及び必要に応じて行う面接により当該講習の指導員としての資格要件を審査するものとする。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 履歴書

(2) 運転免許証の写し

(3) 運転適性検査・指導者資格者証の写し

(4) 講習指導員としての技能及び知識に関する審査合格証書の写し又は安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは違反者・停止処分者講習指導員研修を終了したと証する書類の写し

3 運転免許本部長は、第 1 項の審査の結果、停止処分者講習の指導員としての資格要件を満たす者として認めたときは、講習指導員資格要件確認通知書（別記様式第 30）を交付するものとする。

（停止処分者講習の指導員の解任及び業務停止）

第 31 条 運転免許本部長は、停止処分者講習の指導員が運転免許の取消しを受け、停止処分者講習に関して不正を行うなど第 28 条第 2 項に規定する資格要件を満たさず、停止処分者講習の指導員として適当でないと認められる事由が生じたときは、受託者に講習指導員解任届（別記様式第 31）を運転免許課長を経て、公安委員会に提出させるものとする。

2 運転免許本部長は、停止処分者講習の指導員が運転免許の効力の停止処分を受けたとき、又は停止処分者講習の指導員として適当でないと認められる事由が生じたときは、受託者に講習指導員業務停止届（別記様式第 32）を運転免許課長を経て、公安委員会に提出させるものとする。

（講習制度の教示）

第 32 条 運転免許課長は、行政処分を執行するときは、行政処分を受ける者（法第 102 条の 2 に規定する期間内に同条に規定する講習を受けなかった者を除く。）に停止処分者講習制度を教示し、受講を希望する者には受講手続を行わせるものとする。

（講習日の指定）

第 33 条 運転免許課長は、原則としての講習実施通知書（細則別記様式第 27）に講習日を記載し、これを申請者に交付して講習日を指定するものとする。

（停止処分者講習終了証明書の交付）

第 34 条 運転免許課長は、停止処分者講習を終了した者に対し、停止処分者講習終了証明書（別記様式第 33）を交付するものとする。

第 7 章 取得時講習

（取得時講習の指導員の資格要件）

第 35 条 取得時講習の指導員は、講習実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じて必要な人数を確保するものとする。

2 取得時講習（応急救護処置講習を除く。）の指導員の資格要件は、取得時講習指導員の資格要件（別表第6）のとおりとする。

（応急救護処置指導員の資格要件）

第36条 応急救護処置講習の指導員（以下「応急救護処置指導員」という。）

は、次のいずれかに該当する者に対して認定する。

(1) 公安委員会が応急救護処置指導員の養成を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める者が実施する次に掲げるいずれかの養成講習を修了している。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許（以下「第一種免許」という。）に係る応急救護処置指導員養成講習

イ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許（以下「第二種免許」という。）に係る応急救護処置指導員養成講習

(2) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し、前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める次に掲げるいずれかの者である。

ア 医師

イ 救急救命士

ウ 救急隊員

エ 日本赤十字社救急法指導員

2 応急救護処置の指導員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

(1) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない。

(2) 自動車等の運転に関し、自動車運転死傷処罰法第2条から第6条までの罪又は刑罰法令に違反（前号に規定する罪を除く。）し拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない。

（応急救護処置指導員養成講習）

第37条 応急救護処置指導員養成講習を行う者は、第一種免許に係る応急救護処置指導員養成講習カリキュラム（別表第7）又は第二種免許に係る応急救護処置指導員養成講習カリキュラム（別表第8）に基づき、講習を実施するものとする。

（応急救護処置指導員の認定方法）

第38条 運転免許本部長は、応急救護処置指導員の認定を受けようとする者が提出した応急救護処置指導員認定申請書（別記様式第34）及び必要に応じて面接によりその申請の区分に応じた応急救護処置指導員としての適性を審査するものとする。

2 第 36 条第 1 項第 1 号に該当する者は、申請書に、応急救護処置指導員養成講習を実施する者が交付した、その区分に応じた応急救護処置指導員養成講習の修了証の写しを添付するものとする。

3 運転免許本部長は、第 1 項の審査の結果、第一種免許に係る応急救護処置指導員として適性を有しているとして認定したときは応急救護処置指導員（一）認定証（別記様式第 35）を、第二種免許に係る応急救護処置指導員としての適性を有しているとして認定したときは応急救護処置指導員（二）認定証（別記様式第 36）を交付するものとする。

（取得時講習の指導員の届出）

第 39 条 運転免許本部長は、受託者が取得時講習の指導員としての資格要件を満たす者を当該講習に従事させるときは、取得時講習指導員届出書（別記様式第 37）を運転免許課長を経て、公安委員会に提出させるものとする。

2 前項に規定する届出書（応急救護処置指導員を除く。）には、講習の種別に応じ、それぞれに掲げる教習指導員資格者証（みなし教習指導員に係る資格者証を含む。）の写しを添付させるものとする。

3 応急救護処置指導員の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 第一種免許に係る応急救護処置指導員として認定された者 応急救護処置指導員（一）認定証の写し

(2) 第二種免許に係る応急救護処置指導員として認定された者 応急救護処置指導員（二）認定証の写し

(3) 医師 医師免許証の写し

(4) 救急救命士 救急救命士免許証明書の写し

(5) 救急隊員 救急隊員証明書の写し

(6) 日本赤十字社救急法指導員 指導員証の写し

（取得時講習の指導員の解任及び業務停止）

第 40 条 取得時講習の指導員の解任及び業務停止については、第 31 条の規定を準用する。

（取得時講習終了証明書の交付）

第 41 条 運転免許課長は、取得時講習を終了した者に対し、講習の種別に応じ、それぞれ次に掲げる取得時講習終了証明書を交付するものとする。

(1) 大型車講習 大型車講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 2）

(2) 中型車講習 中型車講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 2 の 2）

(3) 準中型車講習 準中型車講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 2 の 3）

(4) 普通車講習 普通車講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 2 の 4）

(5) 大型二輪車講習 大型二輪車講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 3）

(6) 普通二輪車講習 普通二輪車講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 3 の 2）

- (7) 大型旅客車講習 大型旅客車講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 5）
- (8) 中型旅客車講習 中型旅客車講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 5 の 2）
- (9) 普通旅客車講習 普通旅客車講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 5 の 3）
- (10) 応急救護処置講習 応急救護処置講習（一）終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 6）又は応急救護処置講習（二）終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 6 の 2）

2 前項の規定により取得時講習終了証明書の交付を受けた者から、亡失、滅失等のため再交付申請があったときは、再交付を行うものとする。

第 8 章 原付講習

（原付講習の指導員の資格要件）

第 42 条 原付講習の指導員の資格要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習の指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して 2 年以上経過していない。

イ 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年以上経過していない、又は現に起訴されている。

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 21 歳以上である。

イ 一般原動機付自転車を運転することができる運転免許を現に受けており、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して 3 年以上である。

ウ 一般原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富である。

エ 過去 2 年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがない。

（原付講習の指導員の資格要件の審査）

第 43 条 運転免許本部長は、原付講習の指導員としての資格要件を満たすものとして認定審査を受けようとする者が提出した原付講習指導員資格要件審査申請書（別記様式第 38）及び必要に応じて行う面接により当該講習の指導員としての資格要件を審査するものとする。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 履歴書

(2) 運転免許証の写し

3 運転免許本部長は、第1項の審査の結果、原付講習の指導員としての資格要件を満たす者として認めたときは、原付講習指導員資格要件確認通知書（別記様式第39）を交付するものとする。

（原付講習の指導員の解任及び業務停止）

第44条 運転免許本部長は、原付講習の指導員が第42条各号に掲げる資格要件を満たさなくなったときは、受託者に講習指導員解任届を運転免許課長を経て公安委員会に提出させるものとする。

2 原付講習の指導員の業務停止については、第31条第2項の規定を準用する。

（原付講習終了証明書の交付）

第45条 運転免許課長は、原付講習を終了した者に対し、原付講習終了証明書（施行規則別記様式第22の10の4）を交付するものとする。ただし、原付免許に係る運転免許試験の合格者が、原付講習を受講した場合には、原付講習終了証明書の交付を省略することができるものとする。

2 前項の規定により原付講習終了証明書の交付を受けた者から、亡失、滅失等による再交付申請があったときは、再交付を行うものとする。

第9章 初心運転者講習

（指定講習機関による実施）

第46条 初心運転者講習は、指定講習機関に行わせるものとする。

（初心運転者講習終了証書の交付）

第47条 初心運転者講習を終了した者に対し、初心運転者講習終了証明書（別記様式第40）を交付するものとする。

2 前項の規定により初心運転者講習終了証明書の交付を受けた者から、亡失、滅失等による再交付申請があったときは、再交付を行うものとする。

（初心運転者講習中止の通知）

第48条 運転免許課長は、法第108条の3の規定に基づき初心運転者講習の通知を行った後、当該対象者が法第100条の2第1項第3号に該当することとなったときは、初心運転者講習中止通知書（別記様式第41）により通知するものとする。

（初心運転者講習移送通知書の送付）

第49条 運転免許課長は、法第108条の3の規定に基づき初心運転者講習の通知を行った場合において、当該対象者が住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更しているときは、初心運転者講習移送通知書（別記様式第42）を当該都道府県公安委員会に速やかに送付するものとする。

第10章 更新時講習

（更新時講習の指導員の資格要件）

第50条 更新時講習の指導員の資格要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない。

イ 自動車等の運転に関し、自動車運転死傷処罰法第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（アに規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない。

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 25歳以上である。

イ 普通自動車の運転をすることができる免許証等（仮運転免許証を除く。）を現に受けている。

ウ 交通関係法令及び交通安全に関する業務について、相当の知識及び経験を有する。

（更新時講習の指導員の資格要件の審査）

第51条 運転免許本部長は、更新時講習の指導員としての資格要件を満たす者として認定審査を受けようとする者が提出した講習指導員資格要件審査申請書及び必要に応じて行う面接により当該講習の指導員としての資格要件を審査するものとする。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 履歴書

(2) 運転免許証の写し

3 運転免許本部長は、第1項の審査の結果、更新時講習の指導員としての資格要件を満たす者として認めたときは、講習指導員資格要件確認通知書を交付するものとする。

（更新時講習の指導員の解任及び業務停止）

第52条 更新時講習の指導員の解任及び業務停止については、第31条の規定を準用する。

（更新時講習受講票（免許証引換書）等の交付）

第53条 運転免許課長及び警察署長は、法第101条第1項の規定に基づく免許証等の更新申請を受理したときは、当該申請者に更新時講習受講票（免許証引換書）（別記様式第43）を交付するものとする。

2 運転免許課長は、法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者から更新時講習の講習申請を受理したときは、当該申請者に特定失効者・特定取消処分者用講習受講票（免許証引換書）（別記様式第44）を交付するものとする。

3 運転免許課長は、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に住所地を有する者から法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証等の更新申請を受理したときは、当該申請者に更新時講習受講票（経由地用）（別記様式第45）を交付するものとする。

4 運転免許課長は、法第101条の2の2第1項の規定に基づき他の都道府県公安委員会に免許証等の更新申請した者から更新時講習の講習申請を受理したときは、第1項の更新時講習受講票を交付するものとする。

第11章 高齢者講習

(高齢者講習の指導員の資格要件)

第 54 条 高齢者講習指導員は、講習実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じて必要な人数を確保するものとする。

2 高齢者講習の指導員の資格要件については、高齢者講習指導員の資格要件（別表第 9）のとおりとし、同表 4 (1) イ (エ) に掲げる公安委員会が行う所要の講習の内容等については、本部長が別に定めるものとする。

(審査の実施)

第 55 条 高齢者講習に係る国家公安委員会規則第 7 条第 2 項第 4 号の審査の実施については、第 29 条の規定を準用する。

(高齢者講習の指導員の資格要件の審査)

第 56 条 運転免許本部長は、高齢者講習の指導員としての資格要件を満たす者として認定審査を受けようとする者が提出した講習指導員資格要件審査申請書及び必要に応じて行う面接により当該指導員としての資格要件を審査するものとする。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 履歴書

(2) 運転免許証の写し

(3) 運転適性検査・指導者資格者証の写し

(4) 講習指導員としての技能及び知識に関する審査合格証書の写し又は安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修を終了したと証する書類の写し

3 運転免許本部長は、第 1 項の審査の結果、高齢者講習の指導員としての資格要件を満たす者として認めたときは、講習指導員資格要件確認通知書を交付するものとする。

4 前項の通知を受けた者は、運転技能検査員又は特定任意高齢者講習指導員としての資格要件を満たす者とみなす。

(高齢者講習の指導員の解任及び業務停止)

第 57 条 高齢者講習の指導員の解任及び業務停止については、第 31 条の規定を準用する。

(高齢者講習終了証明書の交付)

第 58 条 運転免許課長は、高齢者講習を終了した者に対し、高齢者講習終了証明書（施行規則別記様式第 22 の 10 の 7）を交付するものとする。

2 前項の規定により高齢者講習終了証明書の交付を受けた者から、亡失、滅失等のため再交付申請があったときは、再交付を行うものとする。

第 11 章の 2 運転技能検査

(運転技能検査の検査員の資格要件、資格要件の審査、解任及び業務停止)

第 58 条の 2 運転技能検査の検査員の資格要件、資格要件の審査、解任及び業務停止については、第 54 条から 57 条までの規定を準用する。

(運転技能検査受検結果証明書の交付)

第 58 条の 3 運転免許課長は、運転技能検査の成績が 70 点以上の者及び 70 点未満であつて、証明書の交付を希望する者に対し、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第 45 の 2）を交付するものとする。

2 前項の規定により、運転技能検査受検結果証明書の交付を受けた者から、亡失、滅失等による再交付申請があつたときは、再交付を行うものとする。

第 12 章 違反者講習

（違反者講習の指導員の資格要件）

第 59 条 違反者講習の指導員は、講習実施者として適格性を有する者をもって充て、受講者数に応じて必要な人数を確保するものとする。

2 違反者講習の指導員の資格要件については、第 28 条第 2 項の規定を準用する。

（審査の実施）

第 60 条 違反者講習に係る国家公安委員会規則第 7 条第 2 項第 4 号の審査の実施については、第 29 条の規定を準用する。

（違反者講習の指導員の資格要件の審査、解任及び業務停止）

第 61 条 違反者講習の指導員としての資格要件を満たす者としての認定審査、解任及び業務停止については、第 30 条及び第 31 条の規定を準用する。

（違反者講習終了証明書の交付）

第 62 条 運転免許課長は、違反者講習を終了した者に対し、違反者講習終了証明書（別記様式第 46）を交付するものとする。

（違反者講習移送通知書等の送付）

第 63 条 運転免許課長は、法第 108 条の 3 の 2 の規定に基づき違反者講習の通知をしようとする場合において、当該対象者が住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、変更先の住所地を管轄する公安委員会に違反者講習移送通知書（別記様式第 47 又は別記様式第 47 の 2）を速やかに送付するものとする。

2 運転免許課長は、法第 108 条の 3 の 2 の規定に基づき違反者講習の通知をした後に、当該対象者が住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していることが判明したときは、変更先の住所地を管轄する公安委員会に違反者講習通知移送通知書（別記様式第 48 又は別記様式第 48 の 2）を速やかに送付するものとする。

3 運転免許課長は、他の都道府県公安委員会から違反者講習に係る移送を受けた者が法第 102 条の 2 に規定する期間内に同条に規定する講習を受講しなかったときは、その者が違反者講習の基準に該当することとなつた時における住所地を管轄する公安委員会に違反者講習期間経過通知書（別記様式第 49 又は別記様式第 49 の 2）を速やかに送付するものとする。

第 13 章 若年運転者講習

（指定講習機関による実施）

第 64 条 若年運転者講習は、指定講習機関に行わせるものとする。

（若年運転者講習終了証明書の交付）

第 65 条 若年運転者講習を終了した者に対し、若年運転者講習終了証明書（別記様式第 50）を交付させるものとする。

2 前項の規定により若年運転者講習終了証明書の交付を受けた者から、亡失、滅失等による再交付申請があったときは、再交付を行わせるものとする。

（若年運転者講習移送通知書の送付）

第 66 条 運転免許課長は、法第 108 条の 3 の 3 の規定に基づき若年運転者講習の通知を行った場合において、当該対象者が住所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更しているときは、若年運転者講習移送通知書（別記様式第 51）を当該都道府県公安委員会に速やかに送付するものとする。

第 14 章 特定任意高齢者講習

（特定任意高齢者講習の指導員の資格要件、資格要件の審査、解任及び業務停止）

第 67 条 特定任意高齢者講習の指導員の資格要件、資格要件の審査、解任及び業務停止についての規定は第 54 条から第 57 条までの、高齢者講習指導員の規定に準用する。

（特定任意高齢者講習の終了証明書の交付）

第 68 条 運転免許課長は、特定任意高齢者講習を終了した者に対し、特定任意高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

2 前項の規定により特定任意高齢者講習終了証明書の交付を受けた者から、亡失、滅失等による再交付申請があったときは、再交付を行うものとする。

第 15 章 特定任意講習

（特定任意講習の指導員の資格要件）

第 69 条 特定任意講習の指導員の資格要件については、第 50 条の規定を準用する。

（特定任意講習の指導員の資格要件の審査）

第 70 条 運転免許本部長は、特定任意講習の指導員としての資格要件を満たす者としての認定審査を受けようとする者が提出した講習指導員資格要件審査申請書及び必要に応じて行う面接により当該講習の指導員としての資格要件を審査するものとする。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

(1) 履歴書

(2) 運転免許書の写し

3 運転免許本部長は、第 1 項の審査の結果、特定任意講習の指導員としての資格要件を満たす者として認めたときは、講習指導員資格要件確認通知書を交付するものとする。

（特定任意講習の指導員の解任及び業務停止）

第 71 条 特定任意講習の指導員の解任及び業務停止については、第 31 条の規定を準用する。

2 運転免許本部長は、特定任意講習の指導員が運転免許の効力の停止を受けたときは、受託者に講習指導員業務停止届を運転免許課長を経て公安委員会に提出させるものとする。

(特定任意講習終了証明書の交付)

第 72 条 運転免許課長は、特定任意講習を終了した者に対し、特定任意講習終了証明書（国家公安委員会規則別記様式第 2 号）を交付するものとする。

2 前項の規定により特定任意講習終了証明書の交付を受けた者から、亡失、滅失等による再交付申請があったときは、再交付を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 26 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 16 日公安委員会規程第 2 号）

1 この規程は、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年 5 月 13 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 22 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和 6 年 11 月 24 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 21 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 27 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第18条関係）

飲酒取消講習に係る実務実習実施基準

回	日	実習科目	実 習 内 容	注意事項等	時間	
					小計	計
—	1	1 実務実習の目的等に関する教養	1 飲酒取消講習の目的及び必要性並びに実務実習の目的 2 管内の交通事故の発生状況及び違反実態 3 取消処分者等の実態及び取消処分者講習受講の状況 4 運転適性検査及び安全カウンセリングの重要性 5 アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションの意義 6 実務実習実施上の留意事項	○ 初日は実務実習責任者が実習生に対して講義を中心とした教養を行う。	2	8
		2 実習生の修得状況の確認	1 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等を確認 2 運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 3 二輪車又は四輪車を使用した運転技能、アドバイス、診断ポイント等の確認 4 アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション及びディスカッションの実施、指導方法等の確認	○ 実務実習責任者又は実務実習指導官は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ、確認する。	6	
1	2	1 実務実習	別に定める講習実施基準に基づく内容（1日目）	○ 毎回1日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。	7	14
		2 質疑・指導	講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		0.5	
	3	1 実務実習	別に定める講習実施基準に基づく内容（2日目）	○ 講習の実践は第1回2日目以降からとする。	6	
		2 質疑・指導	講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		0.5	
2	4	第1回と同様	第1回と同様		—	14
	5					
3	6	1 実務実習	第1回と同様		7	14
		2 質疑・指導	第1回と同様		0.5	
	7	1 実務実習	第1回と同様		6	
		2 実習結果検討会	講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官の出席による実習結果検討会を開催	○ 場合によっては、指定講習機関の管理者を招致すること。	0.5	
計					50	

別表第2（第18条関係）

取消処分者講習に係る実務実習実施基準

回	日	実習科目	実 習 内 容	注意事項等	時間	
					小計	計
—	1	1 実務実習の目的等に関する教養	1 取消処分者講習の目的及び必要性並びに実務実習の目的 2 管内の交通事故の発生状況及び違反実態 3 取消処分者等の実態及び取消処分者講習受講の状況 4 運転適性検査及び安全カウンセリングの重要性 5 ディスカッションの意義 6 実務実習実施上の留意事項	○ 初日は実務実習責任者が実習生に対して講義を中心とした教養を行う。	2	8
		2 実習生の修得状況の確認	1 運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価、診断票の作成要領等を確認 2 運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認 3 二輪車又は四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認 4 ディスカッションの実施、指導方法等の確認	○ 実務実習責任者又は実務実習指導官は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ、確認する。	6	
1	2	1 実務実習	別に定める講習実施基準に基づく内容（1日目）	○ 毎回1日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。	7	14
		2 質疑・指導	講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		0.5	
	3	1 実務実習	別に定める講習実施基準に基づく内容（2日目）	○ 講習の実践は第1回2日目以降からとする。	6	
		2 質疑・指導	講習終了後 実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等		0.5	
2	4	第1回と同様	第1回と同様		—	14
	5					
3	6	1 実務実習	第1回と同様		7	14
		2 質疑・指導	第1回と同様		0.5	
	7	1 実務実習	第1回と同様		6	
		2 実習結果検討会	講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官の出席による実習結果検討会を開催	○ 場合によっては、指定講習機関の管理者を招致すること。	0.5	
計					50	

別表第3（第20条関係）

運転習熟指導員養成教養実施基準

教養種目	教養科目	教養内容	時間
基礎理論	1 初心運転者講習の目的と必要性 (1) 安全運転意識の向上 (2) 新たな心構え	ア 安全運転を実践できる態度（安全マインド）を身に付け、ドライバーとしての社会的責任を自覚し、誰からも期待される良き交通社会人とならねばならないことを意識付けるための指導要領の修得 イ 講習の成果を今後の運転に生かす決意及び自己の運転能力を正しく認識し、自ら改善することを心掛けるような意識を持たせるための指導要領の修得	2
	2 初心運転者の特性	運転に必要な知識及び技能が十分に定着していないために発生する初心運転者の交通事故実態及び初心運転者期間内に交通違反又は交通事故を起こした者は、その後も交通事故を起こしやすい傾向にあるなどの初心運転者の特性に関する知識の修得	2
	3 教育心理学	講習を通じて得た知識及び技術を自己の行動母型として内在化し、身に付け、それが日常の運転行動に出るほど影響の大きい講習とするため、受講者心理を踏まえた教授方法に関する基礎的知識の修得	2
	4 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性及び限界、タイヤ、ブレーキの性能等車両のシステム原理、限界等の正しい理解及び安全運転のための自動車工学に関する基礎的知識の修得	2
	5 集団討論技法	道路交通の場における危険場面を設定しての集団討論の実施要領、展開の仕方及び指導要領の修得	2
	6 道路交通の場における危険場面の設定要領及び指導助言技術等の実習	初心運転者が実際の道路交通の場で起こし得る危険場面の設定要領及びその場に潜んでいる危険の抽出、対応要領等について適切に助言できる技術の修得	4
	7 運転適性検査実施要領 (1) 基礎 (2) 応用	ア 運転適性検査の実施、実施上の注意事項、検査粗点の算出、適性判定値算出、性能別判定値の算出等の要領の修得 イ 適性診断票の作成、適性診断票の読み方及び適性診断票による指導助言要領の修得	7
			7
実 技	1 所内コースにおける運転技能の補正及び指導要領	初心運転者の特性を踏まえた課題の設定及び観察要領並びに不適切な運転行動に対する指導要領の修得	9
	2 所内コースにおける危険予知及び危険判断の実地訓練及び指導要領	危険予知及び危険判断の課題の設定要領、情報の取り方の指導要領並びに緊急制動及び緊急回避についての技能及び指導要領の修得	3
	3 路上における運転行動の観察及び指導要領	路上における課題の設定及び観察要領、交通法令遵守の指導要領、運転態度及びマナーの指導要領並びに交通情報の把握、的確な判断、処理等についての指導要領の修得	9

別表第4(第21条関係)

運転習熟指導員審査実施基準

審査項目	審査細目	内 容	審査方法等
運転習熟指導に関する知識	1 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性及び限界、ブレーキ性能、タイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するか否かについて審査する。	論文式、択一式又は正誤式の筆記試験によるものとし、その合格基準は、それぞれ90%以上の成績であること。
	2 集団討論技法に関する知識	集団討論の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するか否かについて審査する。	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90%以上の成績であること。
	3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬(シミュレーション)し、各場面に潜在する危険の予知、判断及び措置の知識を有するか否かについて審査する。 (2) 安全マインドを身に付けさせる指導能力及び運転中における心配り、運転マナー等の指導能力を有するか否かについて審査する。	
運転習熟指導に関する技能	1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正確に操作するいわゆる車両の熟知(制御)能力」、「様々な交通状況、道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者、自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」及び「危険な交通状況又は対向車がいるときの追越し、側方通過等の安全運転判断能力」について観察し、的確な矯正の指導ができる能力を有するか否かについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90%以上の成績であること。
	2 危険回避に関する技能	運転中の危険予知及び危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行(自動二輪車)の技能を有するか否かについて審査する。	

別表第 5（第 28 条、第 59 条関係）

停止処分者講習指導員の資格要件

- 1 25 歳以上であること。
- 2 当該講習の指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けていること。
- 3 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 運転適性指導（法第 108 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導をいう。以下この別表第 5 及び別表第 9 において同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して 2 年を経過していない。
 - (2) 法第 117 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない。
 - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号。以下別表第 9、第 36 条及び第 50 条において「自動車運転死傷処罰法」という。）第 2 条から第 6 条までの罪又は刑罰法令に違反（前記 (2) に規定する罪を除く。）し拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない。
- 4 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当すること。
 - ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、次に掲げる運転適性に関する業務のいずれかに従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある。
 - (ア) 運転適性指導
 - (イ) 警察庁の定める指定自動車教習所の教習の標準第 13 の 2 (1) アに掲げる「5 適性検査結果に基づく行動分析」に係る教習
 - (ウ) 初心運転者講習における運転適性検査
 - (エ) 交通部運転免許本部運転免許試験課における自動車等の運転に必要な適性に関する調査及び指導
 - (オ) 停止処分者講習に係る講習指導員の業務
 - イ 公安委員会が運転適性に関する業務に関し前記アと同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める次に掲げるいずれかの者に該当する。
 - (ア) 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習講習指導員として経験のある者
 - (イ) 警察庁が実施する中堅運転適性検査指導者専科（平成 12 年度まで実施していた新任運転適性検査指導者専科又は運転適性専門官専科を含む。）を修了し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者

- (ウ) 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
 - (エ) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、公安委員会が行う所要の講習を受けたもの
- (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当すること。
- ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通）及び教習指導員資格者証（大自二）又は教習指導員資格者証（普自二）の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。
 - イ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号。以下別表第8において「届出規則」という。）第1条第2項第1号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程（以下別表第6及び別表第9において「届出自動車教習所指導員研修課程」という。）（普通自動車及び大型自動二輪車に係るもの又は普通自動二輪車に係るもの）を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。
 - ウ 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し前記ア又はイと同等以上の技能及び知識を有すると認める次に掲げるいずれかの者に該当する。
 - (ア) 交通取締用二輪車若しくは交通取締用自動車又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験がおおむね1年以上で適任である者
 - (イ) 交通部運転免許本部運転免許試験課で技能試験官としての経験がおおむね1年以上ある者
 - (ウ) 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員としての経験のある者
 - (エ) 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験のある者
- 5 次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した次に掲げるいずれかの者に該当する者
- ア 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員としての経験がおおむね1年以上ある者

イ 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がおおむね1年以上ある者

- (2) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者

別表第 6（第 35 条関係）

取得時講習指導員の資格要件

- 1 21 歳以上であること。
- 2 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去 2 年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止を受けたことがある。
 - (2) 講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任され、又は業務停止された日から起算して 2 年を経過していない。
- 3 次に掲げる講習の種別に応じ、それぞれに掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (1) 大型車講習
 - ア 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている。
 - イ 道路交通法の一部を改正する法律（平成 5 年法律第 43 号）附則第 7 条に規定するみなし教習指導員（以下この別表第 6 及び第 39 条において「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の道路交通法（以下この別表第 6 において「平成 5 年改正前の道路交通法」という。）第 99 条第 1 項第 3 号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた。
 - ウ 道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）による改正前の道路交通法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている。
 - エ 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号（大型自動車免許に係るものに限る。）に該当し、又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型自動車免許に係るものを修了し、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ (1) から (5) までのいずれにも該当しない。
 - (2) 中型車講習
 - ア 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けている。
 - イ みなし教習指導員のうち、平成 5 年改正前の道路交通法第 99 条第 1 項第 3 号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた。
 - ウ 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号（中型自動車免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係るものを修了し、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ (1) から (5) までのいずれにも該当しない。
 - (3) 準中型車講習
 - ア 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証（準中型）の交付を受けている。

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた。

ウ 法第99条の3第4項第1号（準中型自動車免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了し、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない。

(4) 普通車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通）の交付を受けている。

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた。

ウ 法第99条の3第4項第1号（普通自動車免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車免許に係るものを修了し、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない。

(5) 大型二輪車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている。

イ 法第99条の3第4項第1号（大型自動二輪車免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型自動二輪車免許に係るものを修了し、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない。

(5) 普通二輪車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている。

イ みなし教習指導員のうち、平成5年改正前の道路交通法第99条第1項第3号の規定により、普通自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた。

ウ 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年国家公安委員会規則第9号）附則9の規定により、教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けている。

エ 法第99条の3第4項第1号（普通自動二輪車免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動二輪車免許に係るものを修了し、届出規則第1条第2項第1号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない。

(7) 大型旅客車講習

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（大型二種）の交付を受けている。

イ 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号（大型自動車第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型自動車第二種免許に係るものを修了し、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ (1) から (5) までのいずれにも該当しない。

(8) 中型旅客車講習

ア 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証（中型二種）の交付を受けている。

イ 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号（中型自動車第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車第二種免許に係るものを修了し、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ (1) から (5) までのいずれにも該当しない。

(9) 普通旅客車講習

ア 法第 99 条の 3 第 4 項の規定により教習指導員資格者証（普通二種）の交付を受けている。

イ 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号（普通自動車第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通自動車第二種免許に係るものを修了し、届出規則第 1 条第 2 項第 1 号ロ (1) から (5) までのいずれにも該当しない。

別表第 7（第 37 条関係）

第一種免許に係る応急救護処置指導員養成講習カリキュラム

（講義）

講 習 科 目	講 習 細 目	講習時間	
1 オリエンテーション	(1) 指導者としての心構え (2) 講習内容及び方法 (3) 諸注意等	1	
2 応急救護処置について	(1) 応急救護処置とは (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容 (4) カーラー曲線の理解 (5) 応急救護処置の関連用語（一次救命処置、心肺蘇生法、除細動、気道異物除去、止血法等）	1	
3 救急体制について	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 救急情報体制 (4) 病院へ搬送するまでの救急活動 (5) 交通事故による負傷の特徴	1	
4 現場での対応について	(1) 負傷者の観察（意識状態、負傷の程度、外見及び局所の観察並びに救命のための観察） (2) 生命の兆候の評価（意識状態、呼吸及び手足の動き）	1	3
	(3) 負傷者の移動（人によるもの及び担架によるもの） (4) 負傷者の管理（体位管理、体温管理及び衣服の除去） (5) 救命のための必要な手順及び優先順位	1	
	(6) 適切な実施場所の選定 (7) 事故発生時の連絡 (8) 感染対策	1	

5 一次救命処置について	(1) 心肺蘇生法とは (2) 心肺蘇生法の意義及び必要性 (3) 心肺蘇生法の手順 (4) 心肺蘇生法の対象疾患 (5) 一次救命処置及び二次救命処置 (6) 救急蘇生法の指針	1	
	(7) 心肺蘇生法に関する解剖学及び生理学 ア 呼吸に関する器官の解剖及び生理 イ 循環に関する器官の解剖及び生理 ウ 体液に関する解剖及び生理 エ 消化に関する器官の解剖及び生理 オ 骨格に関する解剖及び生理 カ 脳の循環及び代謝 キ 低酸素血症	2	

	(8) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） ア 心臓マッサージとは イ 心臓マッサージが必要な場合 ウ 心臓マッサージの方法 エ 効果測定 (9) 気道確保 ア 気道確保とは イ 気道確保が必要な場合 ウ 気道確保の方法（頭部後屈顎先挙上法） エ 効果測定 (10) 人工呼吸 ア 人工呼吸とは イ 人工呼吸が必要な場合 ウ 人工呼吸の方法（口対口人工呼吸及び口対鼻人工呼吸） エ 一方向弁付吹き込み用具等 オ 効果測定 (11) 一人で行う心肺蘇生法 (12) 乳児及び小児に対する心肺蘇生法 (13) 心肺蘇生法の効果測定 (14) 心肺蘇生法の中止 (15) 心肺蘇生法の合併症 (16) 除細動（A E Dの使用） ア 除細動とは イ A E Dを用いた除細動の手順 (17) 気道異物除去 ア 腹部突き上げ法（ハイムリック法） イ 背部叩打法 (18) 救命の連鎖の必要性	7	4
6 止血法について	(1) 血管の種類 (2) 出血の種類 (3) 出血量及び症状 (4) 止血法（直接圧迫止血法） (5) 包帯及び布の利用	1	
7 指導実習及びディスカッション	(1) 指導方法に関する検討（応急救護処置講習の項目別にグループ編成）	1	3

	(2) 指導実習（グループごとに各項目を担当して実施）	1	
	(3) 指導実習の内容に関するディスカッション（話し方、時間配分、指導内容の適否等）	1	
	(4) 指導に伴う想定質問及び回答例		
	(5) 講評		
8 まとめ	(1) 生命の尊重及び訓練の継続 (2) 応急救護処置の奏効事例 (3) 応急救護処置に関する法的配慮 (4) 質疑応答	1	
9 効果測定	応急救護処置の指導に必要な知識の確認	1	
			19 時間

（実技）

講 習 項 目	講 習 細 目	講習時間	
1 模擬人体装置について	(1) 構造 (2) 機能 (3) 取扱要領 (4) 保守管理等	1	
2 実技の基本について	(1) 現場での対応 ア 負傷者の観察（意識状態、負傷の程度、外見及び局所の観察並びに救命のための観察） イ 生命の兆候の評価（意識状態、呼吸及び手足の動き） ウ 負傷者の移動（人によるもの及び担架によるもの） エ 負傷者の管理（体位管理、体温管理及び衣類の除去）	1	
	(2) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） 心臓マッサージの方法	4	
		6	

	(3) 気道確保 気道確保の方法（頭部後屈顎先挙上法） (4) 人工呼吸 ア 呼吸の確認の方法 イ 人工呼吸の方法（口対口人工呼吸及び口対鼻人工呼吸） (5) 心肺蘇生法 ア 一人で行う心肺蘇生法 イ 乳児及び小児に対する心肺蘇生法 (6) 除細動（A E Dの使用） 様々なシナリオに対応したA E Dの使用 (7) 気道異物除去 ア 腹部突き上げ法（ハイムリック法） イ 背部叩打法			
	(8) 止血法 ア 出血の観察 イ 直接圧迫止血法 ウ 包帯及び布の利用	1		
3 実技の指導方法について	(1) 応急救護処置の手順についての指導方法 ア 指導者デモンストレーション イ 各手技の要点説明	2	7	
	(2) 各手技についての指導方法 ア 負傷者の観察 イ 負傷者の移動 ウ 体位管理 エ 心臓マッサージ（胸骨圧迫） オ 気道確保 カ 人工呼吸 キ 除細動（A E Dの使用） ク 気道異物除去 ケ 止血法	5		
4 指導実習及びディスカッション	(1) 指導方法に関する検討（応急救護処置講習の項目別にグループ編成）	1	5	
	(2) 指導実習（グループごとに各項目を担当して実施）	2		

	(3) 指導実習の内容に関するディスカッション（話し方、時間配分、指導内容の適否等） (4) 指導に伴う想定質問及び回答例 (5) 講評及び質疑応答	2		
5 効果測定	応急救護処置の指導に必要な技能の確認	1		
		20 時間		
合 計		39 時間		

別表第 8（第 37 条関係）

第二種免許に係る応急救護処置指導員養成講習カリキュラム

1 現に資格を有している者に対する 20 時間講習

（講義）

講習科目	講習細目	講習時間
1 オリエンテーション	(1) 指導者としての心構え (2) 講習内容及び方法 (3) 諸注意等	1
2 応急救護処置について	(1) 応急救護処置とは (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容 (4) カーラー曲線の理解 (5) 応急救護処置の関連用語（一次救命処置、心肺蘇生法、除細動、気道異物除去、止血法、固定法等）	
3 救急体制について	(1) 救急活動体制（119 番の仕組み及び救急隊員の行う処置） (2) 救急医療体制 (3) 救急情報体制 (4) 病院へ搬送するまでの救急活動 (5) 交通事故による負傷の特徴	
4 現場での対応について	(1) 傷病者の観察及び判断 ア 全身の観察 (ア) 意識状態の観察及び判断 (イ) 呼吸状態の観察及び判断 イ 局所の観察 (ア) 負傷の程度の観察及び判断 (イ) 出血の観察及び判断 (2) 生命の兆候及び評価（意識状態、呼吸、脈拍、皮膚の温度及び手足の動き） (3) 傷病者の移動 ア 移動の方法 (ア) 人によるもの (イ) 担架によるもの イ 車内から車外に運び出す場合 ウ 路上に倒れている人を運ぶ場合 エ 適切な実施場所の選定 (4) 傷病者の管理 ア 体位管理（傷病者の寝かせ方）	

	(ア) 傷病者に意識がある場合 (イ) 傷病者に意識がない場合 (ウ) ショックの場合 (エ) 呼吸困難の場合 (オ) 心肺蘇生を行う場合 イ 体温管理 ウ ヘルメット、衣服等の除去 (5) 救命のための必要な手順及び優先順位		
	(6) 事故発生時の通報 ア 傷病者が1人の場合 イ 傷病者が多数の場合 (7) 感染対策 (8) その他の留意事項		
5 各種疾患について	(1) 外傷 ア 外傷の種類 イ 外傷による生体変化 ウ 外傷の処置及び治療 エ 各種外傷 (ア) 頭部外傷 (イ) 顔面外傷 (ウ) 脊椎外傷 (エ) 胸部外傷 (オ) 腹部外傷 (カ) 四肢及び骨盤外傷 (キ) 多発外傷 (ク) 交通事故に特徴的な外傷（ハンドル外傷、シートベルト外傷、ダッシュボード外傷等）	3	6
	(2) 熱傷 (3) 熱中症	1	
	(4) 各種症状で考えられる疾患及び対応 ア ショック イ 意識障害 ウ 痙攣 エ 呼吸困難 オ 頭痛 カ 胸痛 キ 腹痛 ク 嘔吐 ケ 吐血 (5) その他の傷病に対する対応	2	

6 一次救命処置について

- (1) 心肺蘇生法とは
- (2) 心肺蘇生法の意義及び必要性
- (3) 心肺蘇生法の手順
- (4) 心肺蘇生法の対象疾患
- (5) 一次救命処置及び二次救命処置
- (6) 救急蘇生法の指針
- (7) 心肺蘇生法に関する解剖学及び生理学
 - ア 呼吸に関する器官の解剖及び生理
 - イ 循環に関する器官の解剖及び生理
 - ウ 体液に関する解剖及び生理
 - エ 消化に関する器官の解剖及び生理
 - オ 骨格に関する解剖及び生理
 - カ 脳の循環及び代謝
 - キ 低酸素血症
- (8) 心臓マッサージ（胸骨圧迫）
 - ア 心臓マッサージとは
 - イ 心臓マッサージが必要な場合
 - ウ 心臓マッサージの方法
 - エ 効果測定
- (9) 気道確保
 - ア 気道確保とは
 - イ 気道確保が必要な場合（意識状態の観察）
 - ウ 気道確保の方法（頭部後屈顎先挙上法及び下顎挙上法）
 - エ 効果測定
- (10) 人工呼吸
 - ア 人工呼吸とは
 - イ 人工呼吸が必要な場合（呼吸状態の観察）
 - ウ 人工呼吸の方法（口対口人工呼吸及び口対鼻人工呼吸）
 - エ 一方向弁付吹き込み用具、呼気吹き込み口付マスク等
 - オ 効果測定
- (11) 心肺蘇生法
 - ア 一人で行う心肺蘇生法
 - イ 乳児及び小児に対する心肺蘇生法
- (12) 心肺蘇生法の効果判定
- (13) 心肺蘇生法の中止
- (14) 心肺蘇生法の合併症
- (15) 除細動（AEDの使用）
 - ア 除細動とは
 - イ AEDを用いた除細動の手順

	(16) 気道異物除去 ア 腹部突き上げ法（ハイムリック法） イ 背部叩打法 (17) 救命の連鎖の必要性	
7 傷病者に対する手当について	(1) 止血法 ア 止血の必要性 イ 血管の種類 ウ 出血の種類 エ 出血量及び症状（止血状態の観察） オ 止血法（直接圧迫止血法） カ 血液凝固 (2) 包帯法 (3) 固定法	1
8 指導実習及びディスカッション	(1) 指導方法に関する検討（応急救護処置講習の項目別にグループ編成）	— （実技の中で合わせて実施）
	(2) 指導実習（グループごとに各項目を担当して実施）	
	(3) 指導実習の内容に関するディスカッション（話し方、時間配分、指導内容の適否等）	
	(4) 指導に伴う想定質問と回答例	
	(5) 講評	
9 まとめ	全体のとまとめ（質疑応答を含む。） その他補足事項 (1) 生命の尊重及び訓練の継続 (2) 応急救護処置の奏効事例 (3) 応急救護処置に関する法的配慮	1
10 効果測定	応急救護処置の指導に必要な知識の確認	
		11 時間

(実技)

講習科目	講習細目	講習時間
1 模擬人体装置について	(1) 構造 (2) 機能 (3) 取扱要領 (4) 保守管理等	_____
2 実技の基本について	(1) 現場での対応 ア 傷病者の観察と判断 (ア) 全身の観察 a 意識状態の観察及び判断 b 呼吸状態の観察及び判断 (イ) 局所の観察 a 負傷の程度の観察及び判断 b 出血の観察及び判断 イ 傷病者の移動 (ア) 移動の方法 a 人によるもの b 担架によるもの (イ) 車内から車外に運び出す場合 (ウ) 路上に倒れている人を運ぶ場合 ウ 傷病者の管理 (ア) 体位管理（傷病者の寝かせ方） a 傷病者に意識がある場合 b 傷病者に意識がない場合 C 心肺蘇生法を使う場合 d ショックの場合 e 呼吸困難の場合 (イ) 体温管理 (ウ) ヘルメット、衣服等の除去 (2) 意識状態の観察 (3) 呼吸状態の観察 呼吸の確認の方法 (4) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） 心臓マッサージの方法 (5) 気道確保の方法（頭部後屈顎先拳上法及び下顎拳下法） (6) 人工呼吸の方法（口対口人工呼吸及び口対鼻人工呼吸） (7) 心肺蘇生法 ア 一人で行う心肺蘇生法 イ 乳児及び小児に対する心肺蘇生法	

	(8) 除細動（AEDの使用） 様々なシナリオに対応したAEDの使用方法 (9) 気道異物除去 ア 腹部突き上げ法（ハイムリック法） イ 背部叩打法	
	(10) 止血法 ア 出血の観察 イ 傷口の圧迫（直接圧迫止血法） ウ 包帯や布の利用 エ 頭部及び顔面の出血 オ 効果的な止血法 (11) 包帯法 ア 頭部の場合 イ 体幹部位の場合 ウ 四肢の場合 (12) 固定法	
3 実技の指導方法について	(1) 応急救護処置の手順についての指導方法 ア 指導者デモンストレーション イ 各手技の要点説明	4
	(2) 各手技についての指導方法 ア 傷病者の観察 イ 傷病者の移動 ウ 体位管理 エ 心臓マッサージ（胸骨圧迫） オ 気道確保 カ 人工呼吸 キ 除細動（AEDの使用） ク 気道異物除去 ケ 止血法	
4 指導実習及びディスカッション	(1) 指導方法に関する検討（応急救護処置講習の項目別にグループ編成）	
	(2) 指導実習（グループごとに各項目を担当して実施）	
	(3) 指導実習の内容に関するディスカッション （話し方、時間配分、指導内容の適否等） (4) 指導に伴う想定質問及び回答例 (5) 講評及び質疑応答	

5 効果測定	応急救護処置の指導に必要な技能の確認	
		9 時間

(注) 講習科目 3 から 5 までの 4 時間には、講習の効果判定も含む。

合 計 20 時間

2 現に資格を有していない者に対する 50 時間講習

(講義)

講 習 科 目	講 習 細 目	講習時間	
1 オリエンテーション	(1) 指導者としての心構え (2) 講習内容及び方法 (3) 諸注意等	1	
2 応急救護処置について	(1) 応急救護処置とは (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容 (4) カーラー曲線の理解 (5) 応急救護処置の関連用語（一次救命処置、心肺蘇生法、除細動、気道異物除去、止血法、固定法等）	1	
3 救急体制について	(1) 救急活動体制（119 番の仕組み及び救急隊員の行う処置） (2) 救急医療体制 (3) 救急情報体制 (4) 病院へ搬送するまでの救急活動 (5) 交通事故による負傷の特徴	1	
4 現場での対応について	(1) 傷病者の観察及び判断 ア 全身の観察 (ア) 意識状態の観察及び判断 (イ) 呼吸状態の観察及び判断 イ 局所の観察 (ア) 負傷の程度の観察及び判断 (イ) 出血の観察及び判断 (2) 生命の兆候の評価（意識状態、呼吸、脈拍、皮膚の温度及び手足の動き）	1	4
	(3) 傷病者の移動 ア 移動の方法 (ア) 人によるもの (イ) 担架によるもの		

	イ 車内から車外に運び出す場合 ウ 路上に倒れている人を運ぶ場合 エ 適切な実施場所の選定 (4) 傷病者の管理 ア 体位管理（傷病者の寝かせ方） (ｱ) 傷病者に意識がある場合 (ｲ) 傷病者に意識がない場合 (ｳ) ショックの場合 (エ) 呼吸困難の場合 (ｵ) 心肺蘇生法を行う場合 イ 体温管理 ウ ヘルメット、衣服等の除去 (5) 救命のための必要な手順及び優先順位	2	
	(6) 事故発生時の通報 ア 傷病者が1人の場合 イ 傷病者が多数の場合 (7) 感染対策 (8) その他の留意事項	1	
5 各種疾患について	(1) 外傷 ア 外傷の種類 イ 外傷による生体変化 ウ 外傷の処置及び治療 エ 各種外傷 (ｱ) 頭部外傷 (ｲ) 顔面外傷 (ｳ) 脊椎外傷 (エ) 胸部外傷 (ｵ) 腹部外傷 (ｶ) 四肢及び骨盤外傷 (ｷ) 多発外傷 (ｸ) 交通事故に特徴的な外傷（ハンドル外傷、シートベルト外傷、ダッシュボード外傷等）	3	6
	(2) 熱傷 (3) 熱射病	1	
	(4) 各種症状で考えられる疾患と対応 ア ショック イ 意識障害 ウ 痙攣 エ 呼吸困難 オ 窒息状態	2	

	カ 頭痛 キ 胸痛 ク 腹痛 ケ 嘔吐 コ 吐血 (5) その他の傷病に対する対応		
6 一次救命処置について	(1) 心肺蘇生法とは (2) 心肺蘇生法の意義及び必要性 (3) 心肺蘇生法の手順 (4) 心肺蘇生法の対象疾患 (5) 一次救命処置及び二次救命処置 (6) 救急蘇生法の指針	1	
	(7) 心肺蘇生法に関する解剖学及び生理学 ア 呼吸に関する器官の解剖及び生理 イ 循環に関する器官の解剖及び生理 ウ 体液に関する解剖及び生理 エ 消化に関する器官の解剖及び生理 オ 骨格に関する解剖及び生理 カ 脳の循環及び代謝 キ 低酸素血症	2	
	(8) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） ア 心臓マッサージとは イ 心臓マッサージが必要な場合 ウ 心臓マッサージの方法 エ 効果測定 (9) 気道確保 ア 気道確保とは イ 気道確保が必要な場合（意識状態の観察） ウ 気道確保の方法（頭部後屈顎先挙上法及び下顎挙上法） エ 効果測定 (10) 人工呼吸 ア 人工呼吸とは	4	

	イ 人工呼吸が必要な場合（呼吸状態の観察） ウ 人工呼吸の方法（口対口人工呼吸及び口対鼻人工呼吸） エ 一方向弁付吹き込み用具、ポケットマスク等 オ 効果測定 (11) 心肺蘇生法 ア 一人で行う心肺蘇生法 イ 乳児及び小児に対する心肺蘇生法 (12) 心肺蘇生法の効果測定 (13) 心肺蘇生法の中止 (14) 心肺蘇生法の合併症 (15) 除細動（A E Dの使用） ア 除細動とは イ A E Dを用いた除細動の手順 (16) 気道異物除去 ア 腹部突き上げ法（ハイムリック法） イ 背部叩打法 (17) 救命の連鎖の必要性		7
7 傷病者に対する手 当について	(1) 止血法 ア 止血の必要性 イ 血管の種類 ウ 出血の種類 エ 出血量及び症状（止血状態の観察） オ 止血法（直接圧迫止血法） カ 血液凝固 (2) 包帯法 (3) 固定法	1.5	
8 指導実習及びディス カッション	(1) 指導方法に関する検討（応急救護 処置講習の項目別にグループ編成）	1	3
	(2) 指導実習（グループごとに各項目 を担当して実施）	1	
	(3) 指導実習の内容に関するディスカ ッション（話し方、時間配分、指導 内容の適否等）	1	
	(4) 指導に伴う想定質問及び回答例		

	(5) 講評		
9 まとめ	(1) 生命の尊重及び訓練の継続 (2) 応急救護処置の奏効事例 (3) 応急救護処置に関する法的配慮 (4) 質疑応答	1	
10 効果測定	応急救護処置の指導に必要な知識の確認	1	
			26.5 時間

(実技)

講 習 科 目	講 習 細 目	講習時間	
1 模擬人体装置について	(1) 構造 (2) 機能 (3) 取扱要領 (4) 保守管理等	1	
2 実技の基本について	(1) 現場での対応 ア 傷病者の観察及び判断 イ 全身の観察 a 意識状態の観察及び判断 b 呼吸状態の観察及び判断 イ 局所の観察 a 負傷者の程度の観察及び判断 b 出血の観察及び判断		

	イ 傷病者の移動 (ア) 移動の方法 a 人によるもの b 担架によるもの (イ) 車内から車外に運び出す場合 (ウ) 路上に倒れている人を運ぶ場合 ウ 傷病者の管理 (ア) 体位管理（傷病者の寝かせ方） a 傷病者に意識がある場合 b 傷病者に意識がない場合 c ショックの場合 d 呼吸困難の場合 e 心肺蘇生法を行う場合 (イ) 体温管理 (ウ) ヘルメット、衣服等の除去			
	(2) 意識状態の観察 (3) 呼吸状態の観察 呼吸の観察の方法 (4) 心臓マッサージ（胸骨圧迫） 心臓マッサージの方法 (5) 気道確保 気道確保の方法（頭部後屈顎先挙上法及び下顎挙上法） (6) 人工呼吸 ア 呼吸の確認の方法 イ 人工呼吸の方法（口対口人工呼吸及び口対鼻人工呼吸） (7) 心肺蘇生法 ア 一人で行う心肺蘇生法 イ 乳児及び小児に対する心肺蘇生法 (6) 除細動（AEDの使用） 様々なシナリオに対応したAEDの使用方法 (9) 気道異物除去 ア 腹部突き上げ法（ハイムリック法） イ 背部叩打法	4. 5	9. 5	

	(10) 止血法 ア 出血の観察 イ 傷口の圧迫（直接圧迫止血法） ウ 包帯及び布の利用 エ 頭部及び顔面の出血 オ 効果的な止血法	1		
	(11) 包帯法 ア 頭部の場合 イ 体幹部の場合 ウ 四肢の場合 (12) 固定法	2		
3 実技の指導方法について	(1) 応急救護処置の手順についての指導方法 ア 指導者デモンストレーション イ 各手技の要点説明	2		
	(2) 各手技についての指導方法 ア 傷病者の観察 イ 傷病者の移動 ウ 体位管理 エ 心臓マッサージ（胸骨圧迫） オ 気道確保 カ 人工呼吸 キ 除細動（A E Dの使用） ク 気道異物除去 ケ 止血法	5	7	
4 指導実習及びディスカッション	(1) 指導方法に関する検討（応急救護処置講習の項目別にグループ編成）	1		
	(2) 指導実習（グループごとに各項目を担当して実施）	2		
	(3) 指導実習の内容に関するディスカッション（話し方、時間配分、指導内容の適否等） (4) 指導に伴う想定質問及び回答例 (5) 講評及び質疑応答	2	5	
5 効果測定	応急救護処置の指導に必要な技能の確認	1		
		23.5 時間		

合 計	50 時間	
-----	-------	--

別表第9（第54条、第58条の2、第67条関係）

高齢者講習指導員の資格要件

- 1 21歳以上であること。
- 2 講習の指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けていること。
- 3 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない。
 - (2) 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない。
 - (3) 自動車等の運転に関し、自動車運転死傷処罰法第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（前記(2)に規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない。
- 4 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 運転適性に関する業務に関し、次のいずれかに該当すること。
 - ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、次に掲げる運転適性に関する業務のいずれかに従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。
 - (ア) 運転適性指導
 - (イ) 警察庁の定める指定自動車教習所の教習の標準第12の2(1)アに掲げる「5 適性検査結果に基づく行動分析」に係る教習
 - (ウ) 初心運転者講習における運転適性検査
 - (エ) 交通部運転免許本部運転免許試験課における自動車等の運転に必要な適性に関する調査及び指導
 - (オ) 停止処分者講習、高齢者講習又は違反者講習に係る講習指導員の業務
 - イ 公安委員会が運転適性に関する業務に関し、前記アと同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める次に掲げるいずれかの者に該当する。
 - (ア) 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員として経験のある者
 - (イ) 警察庁が実施する中堅運転適性検査指導者専科（平成12年度まで実施していた新任運転適性検査指導者専科又は運転適性専門官専科を含む。）を修了し、運転適性指導に関する業務に従事した経験のある者
 - (ウ) 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3

年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。以下同じ。) における研修指導員としての経験のある者

(エ) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年に満たない者で、公安委員会が行う所要の講習を受けた者

(2) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当すること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

ア 法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証（普通）の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。

イ 届出自動車教習所指導員研修課程（普通自動車）を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある。

ウ 交通取締用二輪車若しくは交通取締用自動車又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験がおおむね1年以上で適任である。

エ 交通部運転免許本部運転免許試験課で技能試験官としての経験がおおむね1年以上ある。

オ 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員としての経験がある。

カ 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある。

5 次のいずれかに該当すること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行日前に(1)に該当し、又は令和4年3月31日以前に(2)に該当したことによって高齢者講習指導員の要件を充足した者については、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。

(1) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した次に掲げるいずれかの者に該当する

ア 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習指導員としての経験がおおむね1年以上ある者

イ 安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員（警察）研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がおおむね1年以上ある者

- (2) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修、又は運転技能検定員・高齢者講習指導員研修）を修了した者

別記様式第1（第4条関係）

指定講習機関指定申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関の指定 を受けようとする者 の名称及び所在地並 びに代表者の氏名	
講習の業務を行う 事務所の名称及び 所在地	
講 習 の 種 別	
講習を開始しようと する年月日	
添 付 書 類	

別記様式第2（第5条関係）

第 号

指 定 書

名 称

所在地

道路交通法第108条の4第1項の規定により貴
指定講習機関として指定する。を

講習の種別

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 印

公 示 事 項 等 変 更 届 出 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

名 称

代表者

指定講習機関に関する規則第4条
第1項
第3項
の規定による公示事項等の変更の
届出をします。

記

- 1 変更する事項（書類の内容）
- 2 変更後の事項（書類の内容）

別記様式第 4（第 7 条関係）

講習業務規程認可申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

指定講習機関に関する規則第 9 条第 1 項の規定による講習業務規程の認可を受けたく、当該講習業務規程を添えて申請します。

講習業務規程の認可を受けようとする者の名称及び所在地並びに代表者の氏名	
-------------------------------------	--

別記様式第 5（第 7 条関係）

講習業務規程変更認可申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

指定講習機関に関する規則第 9 条第 2 項の規定による講習業務規程の変更の認可申請をします。

講習業務規程の変更の認可を受けようとする者の名称及び所在地並びに代表者の氏名	
変更しようとする事項	
変更しようとする年月日	
変 更 の 理 由	

別記様式第6（第8条関係）

取消処分者講習実施結果報告書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者

下記の者に対し、道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を

年 月 日に終了したので報告する。

番号	氏名	生年月日	住所	指導員氏名
備考				

初心運転者講習実施結果報告書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習
を 年 月 日に終了したので報告する。

記

若年運転者講習実施結果報告書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者

下記の者について、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習
を 年 月 日に終了したので報告する。

記

別記様式第8（第9条関係）

取消処分者講習帳簿

指定講習機関名

番号	講習受講者等			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	講習種別	四輪・二輪・原付・()	証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	講習種別	四輪・二輪・原付・()	証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	講習種別	四輪・二輪・原付・()	証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	講習種別	四輪・二輪・原付・()	証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			

別記様式第 9 （第 9 条関係）

初 心 運 転 者 講 習 帳 簿

指定講習機関名

番号	講習受講者等			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	免許証番号等	年 月 日		公安委員会
	講習種別		証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	免許証番号等	年 月 日		公安委員会
	講習種別		証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	免許証番号等	年 月 日		公安委員会
	講習種別		証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			

別記様式第 9 の 2 （第 9 条関係）

若 年 運 転 者 講 習 帳 簿

指定講習機関名

番号	講習受講者等			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	免許証番号等	年 月 日		公安委員会
	特例免種		証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	免許証番号等	年 月 日		公安委員会
	特例免種		証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			
	氏 名		生年月日	年 月 日 男・女
	住 所			
	免許証番号等	年 月 日		公安委員会
	特例免種		証書番号	
	指導員名		補助員名	
	備 考			

講習の休廃止の許可申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

申請者

氏 名

指定講習機関に関する規則第 14 条第 1 項の規定による講習の

一部 休止
の の許可を申請します。

全部 廃止

上記許可を受けようとする者の名称及び所在地並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする講習の種類	
休止期間又は廃止日	年 月 日から 年 月 日まで
上記申請の事由	

別記様式第 11（第 11 条関係）

（表面）

第	号
運転適性指導員等解任命令書	
年 月 日	
名 称	
所在地	
殿	
埼玉県公安委員会 印	
道路交通法第 108 条の 5 第 3 項の規定により、下記の指導員の解任を命じる。	
指 導 員	住 所 氏 名
解任を命じる 事 由	

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第12（第12条関係）
（表面）

第	号
業 務 停 止 命 令 書	
年 月 日	
名 称	
所在地	
殿	
埼玉県公安委員会 印	
下記の運転習熟指導員を運転習熟指導の業務に従事させてはならないことを命じる。	
運 転 習 熟 指 導 員	住 所 氏 名
業務を停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
業務を停止する事由	

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第13（第13条関係）

（表面）

第 号

適 合 等 命 令 書

年 月 日

殿

埼玉県公安委員会 印

道路交通法第108条の8 第1項 の規定により下記の措置をとること
第2項 を命じる。

措 置	

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第14（第15条関係）

（表面）

第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称

所在地

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の事由により、道路交通法第108条の11 第1項 の規定による
第2項
指定講習機関としての指定を取り消したので通知します。

指定番号	
指定を取り 消した事由	

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第 15（第 16 条関係）

運転適性指導員選任届	
第 号	
年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿	
指定講習機関	
管理者	
選 任 年 月 日	年 月 日
本籍・国籍等	
住 所	
氏 名	
添 付 書 類	
備 考	

別記様式第 16（第 16 条関係）

運転習熟指導員選任届 第 号 年 月 日 埼玉県公安委員会 殿 指定講習機関 管理者	
選 任 年 月 日	年 月 日
本籍・国籍等	
住 所	
氏 名	
資 格 要 件	免許に係る運転習熟指導員
添 付 書 類	
備 考	

第 号

取消処分者講習に係る実務実習通知書

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 殿

埼玉県公安委員会 印

運転適性指導員が行う取消処分者講習の実効性を確保する必要があるため、下記のとおり実務実習を行うので、実習生を派遣されたい。

実習生氏名	
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで
実習場所	

運転適性指導員審査申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所

氏名

年 月 日生

運転適性指導員としての審査を申請します。

指定講習機関に関する規則第 5 条第 3 号の該 当	有 ・ 無
運転適性検査等に従事した通算期間	
添付書類	

第 号

運転適性指導員審査合格証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第 5 条第 5 号に規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証明する。

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 印

運転習熟指導員養成教養受講申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

名 称

申請者

代表者

下記の者について運転習熟指導員養成教養の受講を申請します。

種 類	☐ 準中型 ☐ 普通車 ☐ 大型二輪 ☐ 普通二輪			
受 講 者	住 所 氏 名 年 月 日生（ 歳）			
指導員等 の 資格関係	区 分	種 別	審査合格年月日	選任年月日
	教 習 指導員	大 型	年 月 日	年 月 日
		中 型	年 月 日	年 月 日
		準 中 型	年 月 日	年 月 日
		普 通	年 月 日	年 月 日
		大型二輪	年 月 日	年 月 日
	普通二輪	年 月 日	年 月 日	
運転適性検査		有（取得 年 月 日）		
指導者認定		無		
添付書類				

第 号

運転習熟指導員養成教養終了証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 に係る運転習熟指導についての指導員
養成教養を終了した者であることを証明する。

年 月 日

埼玉県警察本部交通部

運転免許本部長 印

運転習熟指導員審査申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

名 称
申請者
代表者

下記の者について運転習熟指導員の審査を申請します。

種 類	☐ 準中型自動車免許 ☐ 普通自動車免許 ☐ 大型自動二輪車免許 ☐ 普通自動二輪車免許 ☐ 原動機付自転車免許			
受 審 者	住 所 氏 名 年 月 日生（ 歳）			
養成教養	年 月 日 終了証明書番号 第 号			
指導員等 の 資格関係	区 分	種 別	審査合格年月日	適任年月日
	教 習 指導員	大 型	年 月 日	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
		中 型	年 月 日	
		準 中 型	年 月 日	
		普 通	年 月 日	
大型二輪		年 月 日		
	普通二輪	年 月 日		
	運転適性検査 指導者認定		有 （取得 年 月 日） 無	
添付書類				

第 号

運転習熟指導員審査合格証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第 7 条第 5 号に掲げる
公安委員会が行う に係る運転習熟指導についての技
能及び知識に関する審査に合格した者であることを証明する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

第 号

写 真
貼 付

取消処分者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第2号に

掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

- 備考 1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第26（第27条関係）

取消処分者講習終了証明書再交付申請書 年 月 日 殿	
氏名・生年月日	年 月 日生
住 所	
再交付を申請する 理 由	
受講日・場所	年 月 日

備考 氏名、生年月日及び住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。

講習指導員としての技能及び知識に関する審査申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

氏 名

（ 年 月 日生）

の指導員としての技能及び知識に関する審査を申請します。

運転免許証番号等	
運転免許の種別	
交通関係の経歴	
添 付 書 類	

第 号

講習指導員としての技能及び知識に関する審査合格証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、道路交通法第 108 条の 2 第 1 項 に
掲げる講習の指導員としての技能及び知識に関する審査に合格した者
であることを証明する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

別記様式第 29（第 30 条、第 51 条、第 56 条、第 58 条の 2、第 61 条、第 67 条、
第 69 条関係）

講習指導員資格要件審査申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

氏 名

（ 年 月 日生）

上記の者の講習指導員としての資格要件を審査されたく申請します。

運転免許番号等	第 号
免 許 の 種 別	
過去 年以内における 前 科 ・ 前 歴	有 () 無
添 付 書 類	
備 考	

別記様式第 30（第 30 条、第 51 条、第 56 条、第 58 条の 2、第 61 条、第 67 条、
第 69 条関係）

第 号

講習指導員資格要件確認通知書

氏 名

年 月 日生

上記の者を道路交通法第 108 条の 2 第 項 の規定による講習に
従事する講習指導員としての資格要件を満たす者として確認したので通知す
る。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

別記様式第 31（第 31 条、第 40 条、第 44 条、第 52 条、第 57 条、第 58 条の 2、第 61 条、第 67 条、第 71 条関係）

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

実施機関名

代表者氏名

講習指導員解任届

解任年月日		年 月 日	
指 導 員	住 所		
	フリガナ		生年月日 年 月 日
	氏 名		
解任の理由			
備 考			

別記様式第 32（第 31 条、第 40 条、第 44 条、第 52 条、第 57 条、第 58 条の 2、第 61 条、第 67 条、第 71 条関係）

年 月 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 殿

実施機関名

代表者氏名

講習指導員業務停止届

業務停止期間		年 月 日から 年 月 日まで	
指導員	住 所		
	フリガナ		生年月日 年 月 日
	氏 名		
業務停止の理由			
備考			

停止処分者講習終了証明書

氏 名

あなたは、道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、下記のとおり所定の講習を終了したことを証明します。

講習区分 ／ 考査別	終了時 考 査	受 講 態 度	総 合 成 績	再考査
☐ 短 期				
☐ 中 期				
☐ 長 期				
講習担当者				

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

応急救護処置指導員認定申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

第 種応急救護処置指導員として認定されたく申請します。

運転免許証番号等	
添 付 書 類	第 種応急救護処置指導員養成講習終了証の写し
備 考	

第 号

応急救護処置指導員（一）認定証

氏 名

年 月 日生

上記の者は、第一種運転免許に係る応急救護処置指導員として認定する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

別記様式第 36（第 38 条関係）

第 号

応急救護処置指導員（二）認定証

氏 名

年 月 日生

上記の者は、第二種運転免許に係る応急救護処置指導員として認定する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

取得時講習指導員届出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

実施機関名

代表者氏名

下記の者を取得時講習指導員（ ）として届出します。

選任年月日		年 月 日	
指導員	住 所		
	フリガナ		生年月日 年 月 日
	氏 名		
添付書類			
備考			

原付講習指導員資格要件審査申請書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

受託者

下記の者の原付講習指導員としての資格要件の審査を申請します。

住所・氏名・年齢	住 所 氏 名 (歳)
免 許 の 種 別 過去2年以内の 行 政 処 分 歴	有 () 無
交通安全に関する 業 務 の 経 歴 性格、素行、教育 能力等講習指導員 としての適任意見	
添 付 書 類	1 運転免許証の写し 1通 2 履歴書 1通

注 運転免許証の写しについては、免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているもの）を含む。

第 号

原付講習指導員資格要件確認通知書

氏 名

年 月 日生

上記の者を道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 6 号の規定による講習に従事する講習指導員としての資格要件を満たす者として確認したので通知する。

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

第 号

初心運転者講習終了証明書

氏 名

年 月 日生

免許の種類	
-------	--

上記の者は、 年 月 日 道路交通法第 108 条
の 2 第 1 項第 10 号に掲げる講習を終了したものであることを証明
します。

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 印

第 号
年 月 日

初心運転者講習中止通知書

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の事由により、 年 月 日付け初心運転者講習通知書をもって通知しましたあなたに対する道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習の実施を取りやめますので通知します。

事 由	
備 考	

優良	一般	3
違反	初回	4
		5

別記様式第44（第53条関係）

特定失効者・特定取消処分者用講習受講票

講習区分	
優良	一般

別記様式第45（第53条関係）

更新時講習受講票（経由地用）

埼玉県公安委員会 殿

優良	3
	4
一般	5

別記様式第45の2（第58条の3 関係）

第 号

運転技能検査受検結果証明書

別記様式第46（第62条関係）

第 号

別記様式第47（第63条関係）

違反者講習移送通知書

年 月 日

別記様式第47の2（第63条関係）

違反者講習移送通知書

年 月 日

別記様式第48（第63条関係）

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

別記様式第48の2（第63条関係）

違反者講習通知移送通知書

年 月 日

別記様式第49（第63条関係）

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

別記様式第49の2（第63条関係）

違反者講習期間経過通知書

年 月 日

別記様式第 50（第 65 条関係）

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

別記様式第 51（第 66 条関係）

若 年 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日